

佐賀市社会福祉協議会にご寄附をいただいた皆さま（個人）へ

社会福祉法人佐賀市社会福祉協議会に対するご寄附は、**個人所得税**及び**住民税（個人県民税＋個人市民税）**の税制上の優遇措置を受けることができます。

申告時期	確定申告時（翌年2月中旬～3月中旬）
申告場所	所轄税務署（市役所で確定申告する場合は、市役所税務課）
申告方法	所得税及び住民税の両方の控除 を受ける場合 所得税の確定申告を行う必要があります。 ◎提出書類 本会発行の「領収書」及び「税額控除に係る証明書（写し）」
	住民税のみの控除 を受ける場合 お住いの市役所又は町役場において、簡易な申告ができます。 ◎提出書類 本会発行の「領収書」、「市町村民税・県民税 寄附金税額控除申告書」及び「税額控除に係る証明書（写し）」

所得税（「所得控除」もしくは「税額控除」のいずれか有利な控除方法を選択することができます。）

所得控除	（寄附金額－2千円）を所得額から控除
税額控除	$\{(\text{寄附金額}^{*1} - 2\text{千円}) \times 40\%\}^{*2}$ を所得税額から控除 <small>*1…年間総所得金額の40%が限度額です *2…所得税額の25%が限度額です</small>

住民税

佐賀市内在住	$(\text{寄附金額}^{*3} - 2\text{千円}) \times 10\%$ を住民税から控除 <small>*（県民税分…4%、市民税分…6%）</small>
佐賀県内在住 （市外）	$(\text{寄附金額}^{*3} - 2\text{千円}) \times 4\%$ を住民税から控除 <small>（県民税分…4%）</small>

*3…年間総所得金額の30%が限度額です

注）ご寄附いただいた翌年1月1日時点で、佐賀県、佐賀市に居住していることが条件となります

社会福祉法人佐賀市社会福祉協議会 総務課

電話 0952-32-6670 FAX 0952-32-6665

（受付時間 土日祝日を除く8:30～17:15）

〒849-0919 佐賀市兵庫北三丁目8番36号

※ 申告の方法については、所轄税務署へお問い合わせください。